

中高生のアウトドアクラブ規約

1. 設立趣旨

このクラブ（中高生のアウトドアクラブをクラブと略する）の活動設立趣旨は、青少年育成の3つの柱である学校、家庭、地域の中の地域が青少年を育てるクラブとして中高生年代を育成します。中高生が自発的に野外活動に参画し、大人が支援や指導を行いながら協調性やリーダーシップを養い、野外活動技能や体力づくりを通して、中高生の居場所づくりとよりよい社会人を育てることを目的とする。

2. 主催

特定非営利活動法人こうべユースネット

3. 対象

神戸市在住、在学、または在勤（中高生年代）で構成され、中学1年生4月から入会でき、高校3年生の3月末で卒業となります。ただし、その後はKYN（特定非営利活動法人こうべユースネットをKYNと略する）のサポーターとして活動実践の場があります。

4. 活動内容

- 1) 本クラブは、神戸市在住、在学、または在勤の中高生とその年代で構成され、大人のスタッフが支援しながら、野外での活動を中心として活動していくクラブです。
- 2) 野外活動の中でもキャンプを中心に活動していきます。
- 3) 中高生が自ら企画立案して、計画し実践して評価を行う一連の活動を中高生が自主的に行います。
- 4) 企画から評価までの間に数回の会議を状況に応じて実施します。
- 5) 年度前には次年度の活動の年間プログラムを作成して、実施していきます。
- 6) 年数回のキャンプを実施します。中高生の企画のキャンプやKYNが企画するキャンプに参加して経験を積みます。
- 7) 必要に応じて専門のインストラクターを招いて講習会も実施します。
- 8) 年に1~2回は1年間の集大成として小学生を対象としたキャンプを実践の場として実施します。
- 9) 会議や野外活動における移動交通費等（自宅から現地）は個人負担とします。
- 10) すべての活動は中高生が自主的に活動する場であり、自分で余暇を作った活動であることが前提です。

5. 入会

入会希望があれば、どなたでも入会できます。ただし中高生の年代で神戸市在住、在学、または在勤（中高生年代）に限ります。入会すれば1年間（年度ごと）有効で活動できます。その後は1年ごとの更新になります。入会金は無料ですが、キャンプや講習会など必要に応じて徴収することがあります。

6. 退会

諸事情で退会する場合は、その理由を伝えて、年度途中でも退会できる。

7. 傷害保険

入会后、キャンプや講習会など事業毎に、KYNが指定する傷害保険に加入します。ただし、活動中に傷害等を受けた時に保険の範囲内で見舞金が支払われます。日頃の会議などは保険の加入はしません。

※ この規約は平成20年9月1日をもって施行される。

※ 規約第7項 一部改正。平成20年9月14日